

市第99号議案

横浜市中心職業訓練校条例の一部改正

横浜市中心職業訓練校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市中心職業訓練校条例の一部を改正する条例

横浜市中心職業訓練校条例（昭和45年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第15条の 6 第 3 項」を「第15条の 7 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市中心職業訓練校条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市中心職業訓練校条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（訓練校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）

第 3 条 法 第 15 条 の 7 第 3 項
第 15 条 の 6 第 3 項 の 条 例 で 定 め る 職 業 訓 練 は、 求 職 者 に
対 する 迅 速 か つ 効 果 的 な 職 業 訓 練 と す る。